

大気汚染物質排出量調査

QA 集

横浜市環境創造局大気・音環境課

令和5年5月

目次

【大気汚染物質排出量調査に関する QA】	2
1 大気汚染物質排出量調査とは何か。	2
2 調査項目は何か。	2
3 提出方法は何があるのか。	2
4 郵送で提出予定だが、控えはもらえるか。	2
【調査票の記載に関する QA】	3
5 排出量調査の送付番号がわからないが、どこをみたらよいか。	3
6 調査票の計算がわからない。	3
7 調査票の記載担当者の欄は、ボイラーの管理会社の社名や担当者名を記載してもよいか。	3
8 調査票のチェック欄（超、不、変、休、廃）には何を記載するのか。	3
9 ガスメーターの故障により、月間燃原料使用量が不明となっている期間があるが、どうしたらよいか。	4
10 ばい煙発生施設が複数台あるが、ガスメーターが1つしか設置されていない場合、ガス使用量はど う記載すれば良いか？	4
11 昨年度廃止した施設についても報告が必要か。	4
12 非常用発電機を定期点検でのみ使用した場合はどのように記載すれば良いか？	5
13 非常用発電機を停電等で稼働した場合はどのように記載すれば良いか？	5
【電子申請に関する QA】	6
14 電子申請についてはどのように行えばいいのか。	6
15 電子申請で提出予定だが、控えはもらえるか。	6
16 らくらく調査票を用いて電子申請できるのか。	6
17 ビル管理会社で複数の事業所を管理している。一度に複数の事業所について電子申請できるか。	6
【測定に関する QA】	7
18 ガス専燃ボイラーの窒素酸化物（NO _x ）とばいじんの測定頻度を教えてほしい。	7
19 冬場のみ施設を稼働しているのだが、測定は冬場だけで問題ないか。	7
20 大気汚染防止法施行令が令和4年10月に改正されたことに伴い、ばい煙発生施設対象外となった ボイラーについて測定及び報告は必要か。	7

【大気汚染物質排出量調査に関する QA】

1 大気汚染物質排出量調査とは何か。

大気汚染防止法第 26 条第 1 項に基づき、ばい煙発生施設を設置している工場・事業場に対して、規制基準の遵守状況の確認のために行っている調査です。

なお、本調査結果は、環境行政の基礎資料とするため、国や県に情報提供する場合がありますので、ご了承ください

2 調査項目は何か。

大気汚染防止法第 16 条及び横浜市生活環境の保全等に関する条例第 27 条で規定する測定結果を調査項目としています。

3 提出方法は何かがあるのか。

窓口、郵送又は電子申請による提出をお願いします。

4 郵送で提出予定だが、控えはもらえるか。

控えが必要な場合には、調査票 2 部と返信用封筒（返信用切手を貼って返信先を記入してください。）を同封の上、郵送してください。受付印を押印後、1 部を返信します。

【調査票の記載に関する QA】

5 排出量調査の送付番号がわからないが、どこをみたらよいか。

当課より送付した調査票の右上に記載があります。調査票が届いていない場合はご連絡ください。

6 調査票の計算がわからない。

当課より送付した「大気汚染物質排出量調査調査票記入の手引」をご確認ください。

また、燃料使用量と測定結果を入力するだけで、調査票に必要な計算が簡単にできる「らくらく調査票」をウェブページに掲載しています。ダウンロードし、必要事項を入力した上で、提出をお願いします。

7 調査票の記載担当者の欄は、ボイラーの管理会社の社名や担当者名を記載してもよいか。

記載担当者欄には、施設管理会社の会社名、担当者名を記載いただいても構いません。電話番号は当課からの問合せの際に使用するため、日中にご連絡ができる番号を記載してください。

8 調査票のチェック欄（超、不、変、休、廃）には何を記載するのか。

チェック欄（超、不、変、休、廃）は、当課で使用するため記載不要です。

9 ガスメーターの故障により、月間燃原料使用量が不明となっている期間があるが、どうしたらよいか。

月間燃原料使用量が不明な期間については、月間燃原料使用量が明らかな期間の平均値を記載してください。また、備考欄にガスメーターの故障により測定ができず、他月の平均値を使用した旨を記載してください。

10 ばい煙発生施設が複数台あるが、ガスメーターが1つしか設置されていない場合、ガス使用量はどうか記載すれば良いか？

施設の能力や運転時間等により、ガス使用量を按分してください。

11 昨年度廃止した施設についても報告が必要か。

(令和4年度に施設を廃止した場合)

令和4年4月1日から廃止された日までの稼働実績及び測定結果の報告をお願いします。

(令和4年度より前に施設を廃止した場合)

廃止届が提出されていない可能性があります。当課に提出状況をご確認ください。その他、特記事項がある場合は備考欄に記載してください。

12 非常用発電機を定期点検でのみ使用した場合はどのように記載すれば
良いか？

「大気汚染物質排出量調査調査票記入の手引」の「使用実績なかった施設」
(記入例1)を参考に、年度間乾き排出ガス量と年度間使用(稼働)時間に「0」
と記載してください。

13 非常用発電機を停電等で稼働した場合はどのように記載すれば良い
か？

「大気汚染物質排出量調査調査票記入の手引」の「使用実績があった施設
(記入例2)」を参考に月間燃原料使用量等を記載してください。

【電子申請に関する QA】

14 電子申請についてはどのように行えばいいのか。

調査票を記載し、電子データ（pdf,xls,xlsx の拡張子のもの）を横浜市電子申請システムにて提出して下さい。提出いただいた調査票の記載内容に不備・不足がないことを確認後、受理となります。

15 電子申請で提出予定だが、控えはもらえるか。

電子申請で提出いただいた場合、控えを返却することはできません。控えが必要な場合は、窓口又は郵送で提出をお願いします。

16 らくらく調査票を用いて電子申請できるのか。

電子申請を行う際に、らくらく調査票を添付することで電子申請が可能です。

17 ビル管理会社で複数の事業所を管理している。一度に複数の事業所について電子申請できるか。

できます。提出の際は、それぞれの事業所の調査票又はらくらく調査票を添付してください。

【測定に関する QA】

18 ガス専燃ボイラーの窒素酸化物（NO_x）とばいじんの測定頻度を教えてください。

ガス専燃ボイラー（排出ガス量4万 m³N/時未満の場合）の測定頻度はNO_x：6か月に1回以上、ばいじん：5年に1回以上です。

19 冬場のみ施設を稼働しているのだが、測定は冬場だけで問題ないか。

稼働時期に測定していれば問題ありません。

20 大気汚染防止法施行令が令和4年10月に改正されたことに伴い、ばい煙発生施設対象外となったボイラーについて測定及び報告は必要か。

（測定）令和4年10月以降、測定義務はありません。

（報告）今回は令和4年度分の排出量の調査のため、令和4年4月から9月までの結果をご報告ください。令和6年度以降は報告不要です。